

#### 4 資産管理事務

##### (1) 資産と費用の区分誤り

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>泉北府税事務所</p>	<p>公有財産台帳への固定資産計上の基本方針では、既存施設の撤去解体に要した支出は資産計上しないとされている。</p> <p>平成24年度のトイレの改修工事について、見積書及び内訳書では、請求額819,336円（税込）に既設器具の解体撤去処分費用8,400円（税込）が含まれているにもかかわらず、全額が資産計上されていた。</p> <p>その要因について、事情聴取したところ、以下のとおりであった。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>公有財産システムへの登録に当たり、当該工事によって撤去した既設トイレの除却について税政課に問い合わせたところ、既設トイレは公有財産台帳上建物一式で登録されており、除却分の算定が困難であることを考慮し、台帳上の除却処理（建物価額の一部減額）は不要との回答を得ていた。</p> <p>しかし、既存施設の除却処理が不要との回答をもって、改修による新たな資産の計上についても、既存施設の撤去解体費用を除外する必要がないと理解し、撤去費用を資産計上した。</p> </div>	<p>本件の撤去工事に係る費用は、「固定資産計上の基本方針」に照らして、資産計上すべきものではない。</p> <p>当該撤去費用の処理についてはすみやかに台帳の修正を実施されたい。また、支出に関する資産と費用の区分誤りを防止するため、担当者及び決裁者が固定資産計上基準を正しく理解するとともに、資産計上額のチェックを徹底されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 （固定資産計上の基本方針） 4．既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しない。</p> </div>	<p>監査の結果を踏まえ、財産活用課や会計局等の関係機関と調整し、撤去解体費用を資産から除外することとし、公有財産システム及び財務会計システムの修正を実施した。</p> <p>併せて、担当者及び決裁者において、財務会計における支出から公有財産登録手順や固定資産の計上基準について再確認した。</p> <p>今後は、研修等により固定資産計上基準等の正しい理解に努めるとともに、会計処理等の判断が難しい場合には、関係機関と十分調整し、適正な資産管理に努める。</p>

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																						
池田高等学校	<p>大阪府公有財産台帳等処理要領によれば、取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。一方、既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しないこととされている。</p> <p>平成24年度に校舎3階女子トイレをバリアフリー化（洋式化・自動洗浄化）する改修工事を行い、1,701,000円を支出している。</p> <p>本来は、改築価格である1,449,000円を資産として、既存設備の撤去解体に要した252,000円を費用として、それぞれ計上すべきであった。</p> <p>しかしながら、同校では、費用として計上すべき252,000円を、誤って資産の増加額や減少額として計上していた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>補修費など173,250円を資産増加として計上</li> <li>一部撤去を理由に78,750円を資産減少として計上</li> </ol> <p>○公有財産台帳等への登録(工事費：1,701,000円)</p> <table border="1" data-bbox="421 856 1466 1087"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">資産</th> <th rowspan="2">費用</th> </tr> <tr> <th>異動理由</th> <th>増加額</th> <th>異動理由</th> <th>減少額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正</td> <td>改築</td> <td>1,449,000円</td> <td>-</td> <td></td> <td>252,000円</td> </tr> <tr> <td>誤</td> <td>改築</td> <td>(注)1,622,250円</td> <td>除却</td> <td>78,750円</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1,449,000円 + 173,250円 = 1,622,250円</p> <p>その要因を事情聴取したところ、以下のとおりであった。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○担当者（起案者） 公有財産台帳の異動登録に係る異動理由、計上額の算出基準について理解不十分または誤解していた。また、年度当初の繁忙期のため、上司・前任者及び関係部署への照会・確認ができなかった。</p> <p>○決裁者 公有財産台帳の異動登録に係る異動理由、計上額の算出基準について理解不十分または誤解していた。また、今までに行ったことがない業務で不慣れだったため、見落とした。</p> </div>		資産				費用	異動理由	増加額	異動理由	減少額	正	改築	1,449,000円	-		252,000円	誤	改築	(注)1,622,250円	除却	78,750円	-	<p>固定資産保有の実態を公有財産台帳において適切に表すため、当工事の支出を正しく資産計上するとともに、大阪府新公会計制度上の財務諸表に適正に反映されるよう、速やかに是正されたい。</p> <p>また、支出に関する資産と費用の区分誤りを防止するため、担当者及び決裁者が固定資産計上基準を正しく理解した上で、支出の度に、その支出が資産と費用のいずれに該当するかを固定資産計上基準に照らして十分に検討し、その判断根拠を添付して決裁を行うよう改められたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 【固定資産計上の基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>略</li> <li>取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。</li> <li>略</li> <li>既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しない。</li> </ol> <p>[主な建物内設備](要約) 衛生設備...バリアフリー化（トイレ洋式化・自動洗浄化）は改良とし、資産計上する。</p> <p>(注1) 同一工事として、新設（資産計上するもの）と補修（資産計上しないもの）が一括発注されている場合、資産に計上する支出と、資産に計上しない支出に仕分することを基本とするが、仕分が実務上困難な場合は全てを資産として計上することも可能。</p> </div>	<p>正しく資産計上するため、公有財産台帳に誤って計上していた建物情報の訂正を平成26年2月6日付け異動報告で行った。</p> <p>また、大阪府新公会計制度上の財務諸表に適正に反映されるよう、財務会計システムの複式仕訳訂正により差額解消を平成26年2月6日付けで行い是正し、資産照合用帳票（平成26年3月14日残高照合表及び勘定別増減一覧表）による訂正内容の確認を行った。</p> <p>今後は、支出に関する資産と費用の区分誤りを防止するため、担当者及び決裁者が固定資産計上基準を正しく理解した上で、支出の際は資産と費用の区分について固定資産計上基準に照らし十分に検討をした上で、その判断根拠を添付し決裁を行うよう改める。</p>
	資産				費用																				
	異動理由	増加額	異動理由	減少額																					
正	改築	1,449,000円	-		252,000円																				
誤	改築	(注)1,622,250円	除却	78,750円	-																				

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																																																					
東住吉総合高等学校	<p>大阪府公有財産台帳等処理要領によれば、取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。ただし、既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しないこととされている。</p> <p>一方、既存施設を除却した際には、原則として台帳価額や資産額から、除却部分相当額の取得価額を除却することとされている。</p> <p>資産の除却を行った場合、改築による資産増と除却による資産減の差引額を計上するのではなく、それぞれを別々に登録する必要がある。</p> <p>1 平成24年度に行った外壁改修工事481,635円の支出について、本来は、改築価格である203,618円を資産として、ブロック塀の撤去解体に要した278,017円を費用としてそれぞれ計上し、ブロック塀の除却部分相当額60,729円を既存の外壁の台帳価額や資産額から除却する処理を行うべきであった。</p> <p>しかし、同校では誤って、本来の改築価格203,618円から、除却額60,729円を差引いた142,889円を資産計上し、一方、本来費用とすべき278,017円に60,729円を加えた338,746円を費用計上していた。</p> <p>○公有財産台帳等への登録（工事費：481,635円）</p> <table border="1" data-bbox="528 997 1567 1251"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="4">資産</th> <th rowspan="2">費用</th> <th rowspan="2">減価償却 累計額 (注1)</th> </tr> <tr> <th>異動 理由</th> <th>増加額</th> <th>異動 理由</th> <th>減少額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正</td> <td>改築</td> <td>203,618円</td> <td>除却</td> <td>60,729円</td> <td>278,017円</td> <td>11,455,149円</td> </tr> <tr> <td>誤</td> <td>改築</td> <td>142,889円 (注2)</td> <td></td> <td></td> <td>338,746円 (注3)</td> <td>11,512,336円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 平成25年3月末時点 (注2) 203,618円 - 60,729円 = 142,889円 (注3) 278,017円 + 60,729円 = 338,746円</p> <p>2 当校では職員室改修工事及び電気設備工事を行い、1,002,750円を支出している。本来は、改築価格である999,801円を資産として、既設設備の撤去工事に要した2,949円を費用としてそれぞれ計上すべきであった。</p> <p>しかし、同校では誤って、資材代738,271円のみを資産とし、取付工事費など、他の資産計上すべき261,530円と既設設備の撤去工事に要した2,949円を合わせた合計264,479円を費用として計上していた。</p>		資産				費用	減価償却 累計額 (注1)	異動 理由	増加額	異動 理由	減少額	正	改築	203,618円	除却	60,729円	278,017円	11,455,149円	誤	改築	142,889円 (注2)			338,746円 (注3)	11,512,336円	<p>固定資産保有の実態を公有財産台帳において適切に表すため、当工事の支出を正しく資産計上するとともに、大阪府新公会計制度上の財務諸表に適正に反映されるよう、速やかに是正されたい。</p> <p>また、支出に関する資産と費用の区分誤りを防止するため、担当者及び決裁者が固定資産計上基準を正しく理解した上で、支出の度に、その支出が資産と費用のいずれに該当するかを固定資産計上基準に照らして十分に検討し、その判断根拠を添付して決裁を行うよう改められたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 [固定資産計上の基本方針] 1 略 2 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。 3 略 4 既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しない。</p> <p>【5】除却・取替処理方針(要約) 2 既存財産の撤去を伴う新築・新設の場合 次の方法で取替処理を行う。 取替パターン(建物・建物内設備・工作物)</p> <table border="1" data-bbox="1724 1186 2525 1558"> <thead> <tr> <th>財産登載種別</th> <th>内容</th> <th colspan="2">処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">財産を単独で登載している場合</td> <td>全部取替</td> <td>除却・新設</td> <td>(1)</td> </tr> <tr> <td>建物改築</td> <td>除却・増設</td> <td>(2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一部取替</td> <td>機能改良</td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td>機能維持</td> <td>(4)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">財産を一式で登載している場合</td> <td>全部取替</td> <td>除却・新設</td> <td>(1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一部取替</td> <td>全部取替</td> <td>除却・増設</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一部取替</td> <td>機能改良</td> <td>(3)</td> </tr> <tr> <td>機能維持</td> <td>(4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>処理(1)(2)(4) 略 処理(3) 既存部品よりも高性能な部品を取替えることで、出力の増加、容量の増加など機能増加を伴う場合は、投資活動支出として資産計上する。</p>	財産登載種別	内容	処理		財産を単独で登載している場合	全部取替	除却・新設	(1)	建物改築	除却・増設	(2)	一部取替	機能改良	(3)	機能維持	(4)	財産を一式で登載している場合	全部取替	除却・新設	(1)	一部取替	全部取替	除却・増設	一部取替	機能改良	(3)	機能維持	(4)	<p>当工事について正しく資産計上するため、公有財産台帳のデータ及び複式情報の修正を、工作物については平成26年2月5日、建物については平成26年2月10日付けで行い是正した。</p> <p>今後、支出に関する資産と費用の区分誤りを防止するため、起案時及び月次決算処理時に固定資産計上基準表を添付の上、実務担当者及び決裁者における確認を徹底する。</p>
	資産				費用	減価償却 累計額 (注1)																																																		
	異動 理由	増加額	異動 理由	減少額																																																				
正	改築	203,618円	除却	60,729円	278,017円	11,455,149円																																																		
誤	改築	142,889円 (注2)			338,746円 (注3)	11,512,336円																																																		
財産登載種別	内容	処理																																																						
財産を単独で登載している場合	全部取替	除却・新設	(1)																																																					
	建物改築	除却・増設	(2)																																																					
	一部取替	機能改良	(3)																																																					
		機能維持	(4)																																																					
財産を一式で登載している場合	全部取替	除却・新設	(1)																																																					
	一部取替	全部取替	除却・増設																																																					
		一部取替	機能改良	(3)																																																				
			機能維持	(4)																																																				

○公有財産台帳等への登録（工事費：1,002,750円）

	資産		費用
	異動理由	増加額	
正	改築	999,801円	2,949円
誤	改築	738,271円	264,479円

その要因・理由等に関して、事情聴取したところ、以下のとおりであった。

○担当者（起案者）

1については、初めてのケースだったため、教育委員会事務局施設財務課に除却額の計算方法等を確認したが、公有財産の登録方法については、財産活用課に確認せず、純粹に資産増になる金額のみを登録してしまった。

2については、公有財産台帳の異動登録について、研修資料を見ながら仕訳を行ったが、見方を誤っていた。

○決裁関係者

公有財産台帳の異動登録について、理解不足だった。

○決裁者

公有財産台帳の異動登録について、理解不足だった。